

改正

平成17年7月25日条例第215号
平成18年3月29日条例第16号
平成18年8月9日条例第37号
平成18年12月25日条例第54号
平成19年3月28日条例第24号
平成19年3月28日条例第27号
平成20年3月26日条例第18号
平成21年3月26日条例第17号
平成24年3月28日条例第3号
平成24年12月26日条例第31号
平成25年3月28日条例第15号
平成25年12月25日条例第38号
平成27年3月26日条例第15号
平成30年3月26日条例第14号
平成31年3月28日条例第2号
令和2年7月6日条例第26号
令和3年3月29日条例第2号
令和5年7月14日条例第26号

米子市都市公園条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、法及び法に基づく命令に定めるもののほか、本市の都市公園の管理に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「都市公園」とは、本市が管理するものとして、法第2条の2の規定により設置したものをいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例における用語の意義は、法及びこれに基づく命令に規定するところによる。

(市民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第2条の2 都市公園の市民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とする。

2 前項の規定にかかわらず、市街地における都市公園の当該市街地の市民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

(都市公園の配置及び規模の基準)

第2条の3 次の各号に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれ、その特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、当該各号に定めるところにより、その配置及び規模を定めるものとする。

(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園 当該街区内に居住する者が容易に使用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準とする。

(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園 当該近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とする。

(3) 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園 当該徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とする。

(4) 主として市民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるもの 容易に利用することができるように配置し、それぞれ、そ

の利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定める。

- 2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれ、その設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第2条の4 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を超えてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、一の都市公園に次の各号に掲げる建築物を設ける場合には、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積に対する当該各号に定める割合を限度として、同項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

(1) 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設、同条第8項に規定する備蓄倉庫その他同項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設である建築物(次号に掲げる建築物を除く。) 100分の10

(2) 前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち、次のア又はイのいずれかに該当する建築物 100分の20

ア 令第6条第1項第2号イからハまでのいずれかに該当する建築物

イ 米子市文化財保護条例(平成17年米子市条例第77号)の規定により米子市指定有形文化財、米子市指定有形民俗文化財、米子市指定史跡又は米子市指定名勝として指定された建築物

(3) 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として令第6条第1項第3号の国土交通省令で定めるもの 100分の10

(4) 仮設公園施設(3か月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前3号に規定する建築物を除く。) 100分の2

(運動施設に関する制限)

第2条の5 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を超えてはならない。

(公園施設の設置又は管理の許可の申請書の記載事項)

第3条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 公園施設を設けようとするとき。

ア 設置の目的

イ 設置の期間

ウ 設置の場所

エ 公園施設の構造

オ 公園施設の管理の方法

カ 工事の実施方法

キ 工事の着手及び完了の時期

ク 都市公園の復旧方法

ケ アからクまでに掲げるもののほか、市長が指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするとき。

ア 管理の目的

イ 管理の期間

ウ 管理の場所

エ 管理の方法

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするとき。 当該変更に係る事項

(都市公園の占有の許可の申請書の記載事項)

第4条 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 占有物件の管理の方法
- (2) 工事の実施方法
- (3) 工事の着手及び完了の時期
- (4) 都市公園の復旧方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が指示する事項

(法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更)

第5条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占有物件の様態替えて、当該占有物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占有物件に対する物件の添加で、当該占有者が当該占有の目的に付随して行うもの(設計書等)

第6条 法第5条第1項の許可(公園施設の設置に係る場合に限る。)若しくは法第6条第1項の許可又はこれらの許可の変更に係る許可を受けようとする者は、当該許可の申請の際に、当該許可の申請に係る公園施設又は工作物その他の物件若しくは施設の設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(都市公園における行為の禁止等)

第7条 都市公園においては、何人も、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項の許可(以下「公園施設設置等許可」という。)、法第6条第1項若しくは第3項の許可(以下「占有許可」という。)又は次条の規定による許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土石、竹木等の物件を堆積すること。
- (4) 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
- (5) 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) 市長が指定した場所以外の場所でたき火をすること。
- (7) 市長が指定した立入禁止区域内に立ち入ること。
- (8) 市長が指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること。
- (9) 張り紙、張り札その他の広告物を表示すること。
- (10) 都市公園をその用途外に使用すること。

第8条 都市公園において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売又は頒布
- (2) 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのための都市公園の全部又は一部を独占しての利用
- (3) 募金、署名活動その他これらに類する行為
- (4) 業としての写真又は映画の撮影
- (5) 興行

2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、第1項各号に掲げる行為が次の各号のいずれかに該当する場合は、前2項の許可(以下「行為許可」という。)をしないものとする。

- (1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 都市公園を損傷し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。
- (3) 他人に危害を加え、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、都市公園の管理運営上支障があると認められるとき。

4 市長は、行為許可をする場合において必要があると認めるときは、条件を付けることができる。(行為許可の特例)

第9条 占有許可を受けた者は、当該占有に伴う前条第1項各号に掲げる行為については、行為許可を受けることを要しない。

(利用の禁止又は制限)

第10条 市長は、都市公園の損壊その他の事由によりその利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(有料公園施設)

第11条 市が管理し、有料で使用させる公園施設（以下「有料公園施設」という。）は、別表第1に定めるとおりとする。

- 2 有料公園施設（米子市営野外ステージ及び多目的広場夜間照明施設に限る。第4項及び第5項において同じ。）を使用しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。
- 3 第8条第2項から第4項までの規定は、前項の許可について準用する。
- 4 有料公園施設の供用日及び供用時間は、次の表に定めるとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更し、又は供用させない日を設けることができる。

有料公園施設	供用日	供用時間
米子市営野外ステージ	毎日	午前9時から午後10時まで
多目的広場夜間照明施設	毎日	夕刻から午後10時まで

- 5 前項に規定するもののほか、有料公園施設の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

(使用料)

第12条 公園施設設置等許可、占有許可、行為許可又は前条第2項若しくは同条第3項において準用する第8条第2項の許可（以下「使用許可」と総称する。）を受けた者は、別表第2に定めるところにより算出して得た額の使用料（以下単に「使用料」という。）を納付しなければならない。

- 2 その期間が6か月を超えない使用許可に係る使用料は、使用許可の際又は使用の申込みの際に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 その期間が6か月を超える使用許可に係る使用料は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 全額一括納付
- (2) 年度分一括納付
- (3) 年度分分割納付

- 4 前項第3号の方法による場合は、当該年度を次に掲げる期に分ち、使用許可の日が属する期においては当該使用許可の際に、次期以降においては当該期の初めに納付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 第1期 4月から9月まで
- (2) 第2期 10月から翌年3月まで

(使用料の減免)

第13条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第14条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、使用許可を受けた者の責めに帰すことができない理由により都市公園を使用することができなくなったときは、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。

(届出事項)

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該行為をした者は、速やかに、その旨を市長に届けなければならない。

- (1) 公園施設設置等許可又は占有許可を受けた者が、当該公園施設設置等許可又は占有許可に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に規定する者が、当該許可に係る公園施設の設置若しくは管理又は占有を廃止したとき。
- (3) 第1号に規定する者が、法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。
- (4) 第1号に規定する者が、住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。

- (5) 都市公園を構成する土地物件について、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
 - (6) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置が命ぜられた者が、当該命ぜられた工事を完了したとき。
 - (7) 次条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、当該命ぜられた工事を完了したとき。
- 2 第11条第2項の許可を受けた者は、当該有料公園施設の使用を終えたときは、直ちにこれを原状に回復し、その旨を市長に届け出て、その確認を受けなければならない。

(監督処分)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為を中止すること、都市公園を原状に回復すること、若しくは都市公園から退去することを命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
 - (2) この条例の規定による許可に付けた条件に違反している者
 - (3) 第8条第3項各号（第11条第3項において準用する場合を含む。）に掲げる場合のいずれかに該当すると認められる行為を行った者又は当該行為を行っている者
 - (4) 偽りその他不正の手段によりこの条例の規定による許可を受けた者
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。
- (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(監督処分に伴う損失の補償)

第17条 市長は、この条例の規定による許可を受けた者が前条第2項の規定により処分をされ、又は必要な措置を命ぜられたことによって損失を受けたときは、その者に対し通常受けるべき損失を補償しなければならない。

- 2 前項の規定による損失の補償については、市長と損失を受けた者とが協議して定める。
- 3 前項の規定による協議が成立しないときは、市長は、自己の見積った金額を当該損失を受けた者に支払うものとする。
- 4 市長は、第1項の規定による補償の原因となった損失が前条第2項第3号の規定により処分をし、又は必要な措置を命じたことによるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

(都市公園の名称等の変更及び廃止)

第18条 市長は、都市公園の名称、位置若しくは区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、あらかじめ、その旨及び当該変更又は廃止に係る都市公園の名称、位置、区域その他必要と認める事項を公告しなければならない。

(公園予定区域等についての準用)

第19条 第3条から第17条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(教育委員会所管公園施設についての適用)

第20条 教育委員会の所管に属する公園施設に係る第3条、第4条、第8条、第10条から第13条まで、第15条から第17条まで、第22条、第26条及び別表第2の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「教育委員会」とする。

(指定管理者による管理)

第21条 市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、都市公園（米子市体育施設条例（平成17年米子市条例第83号）第2条第1項の規定により体育施設として設置された公園施設（米子市東山体育館及び米子市営弓道場を除く。以下この条及び次条において「公園内体育施設」という。）を含み、米子水鳥公園ネイチャーセンター及び多目的広場夜間照明施設を除く。以下この項

において同じ。)の管理に関する次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 都市公園の施設等の維持管理に関すること。
 - (2) 市民の心身の健全な発達に寄与すると認められる事業の企画及び実施に関すること(公園内体育施設におけるものに限る。)
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、都市公園の管理に関する業務のうち、市長又は教育委員会に専属する権限に基づく事務を除くもの
- 2 市は、公園内体育施設の使用時間及び休場日(米子市体育施設条例別表第1に規定する使用時間及び休場日をいう。)の変更に関する事務並びに公園内体育施設の使用許可等(同条例第4条第3項に規定する使用許可等をいう。)に関する事務を、同条例の定めるところにより、当該公園内体育施設に係る指定管理者に行わせることができる。

(公園内体育施設に係る指定管理者による使用料の收受等)

第21条の2 前条第1項の規定により公園内体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合には、当該公園内体育施設の利用者は、当該公園内体育施設の使用に係る使用料を、米子市体育施設条例の定めるところにより、当該公園内体育施設に係る指定管理者に支払わなければならない。

- 2 前項の場合における公園内体育施設の使用料の額は、米子市体育施設条例の定めるところにより、当該公園内体育施設に係る指定管理者が定めるものとする。
- 3 第1項の規定により公園内体育施設に係る指定管理者に支払われた使用料は、米子市体育施設条例の定めるところにより、当該指定管理者に、その収入として收受させる。
- 4 公園内体育施設に係る指定管理者は、米子市体育施設条例の定めるところにより、当該公園内体育施設の使用料を減額し、若しくは免除し、又は既に收受した当該公園内体育施設の使用料の全部若しくは一部を還付することができる。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第7条(第19条において準用する場合を含む。)の規定に違反して第7条各号に掲げる行為をした者
- (2) 第8条第1項又は第2項(これらの規定を第19条において準用する場合を含む。)の規定に違反して第8条第1項各号に掲げる行為をした者

第24条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

第25条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、利用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。

第26条 法第5条の11の規定により市長に代わってその権限を行う者は、前3条の規定の適用については、市長とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。
(処分、申請等に関する経過措置)
- 2 従前の米子市及び西伯郡淀江町が設置した都市公園のうちこの条例の施行後において本市が設置したこととなるもの(以下「新市の都市公園」という。)において、この条例の施行の際現に従前の米子市又は西伯郡淀江町による公園施設設置等許可又は占用許可を受けて公園施設又は占用物件を設けている者は、本市による公園施設設置等許可又は占用許可を受けて当該公園施設又は占用物件を設けているものとみなす。
- 3 新市の都市公園における公園施設について、この条例の施行の際現に従前の米子市又は西伯郡淀江町による公園施設設置等許可を受けて当該公園施設の管理を行っている者は、本市による公園施設設置等許可を受けて当該公園施設の管理を行っているものとみなす。
- 4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧米子市都市公園条例(昭和39年米子市条例

第17号)若しくは旧淀江町都市公園の設置及び管理に関する条例(平成6年淀江町条例第26号)(これらに基づく規則を含む。以下「旧例規」と総称する。)の規定によりされた使用許可等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又はこの条例の施行の際現に旧例規の規定によりされている使用許可の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)に対するこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後におけるこの条例(これに基づく規則を含む。以下この項において同じ。)の適用については、この条例の相当の規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 5 この条例の施行前に旧例規の規定により従前の米子市長若しくは米子市教育委員会又は淀江町長に対し届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、これを、この条例(これに基づく規則を含む。以下この項において同じ。)の相当の規定により市長又は教育委員会に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この条例の規定を適用する。

附 則(平成17年7月25日条例第215号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月29日条例第16号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年8月9日条例第37号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成18年12月25日条例第54号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月28日条例第24号)

改正

平成25年3月28日条例第15号

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月28日条例第27号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。(経過措置)
- 2 この条例による改正後の米子市都市公園条例別表第2第2項の表湊山公園の項の規定は、この条例の施行の日以後における同項に掲げる有料公園施設の使用(この条例の公布の日以後に使用許可申請をしたものに限る。)に係る使用料について適用する。

附 則(平成20年3月26日条例第18号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月26日条例第17号抄)

改正

平成25年3月28日条例第15号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月28日条例第3号抄)

(施行期日)

- 第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、附則第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項、第12条第1項、第13条第1項、第14条第1項、第15条第1項、第16条第1項、第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項、第20条第1項、第21条第1項、第22条第1項、第23条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第29条第1項、第30条、第31条第1項、第32条第1項、第33条第1項、第34条第1項、第35条第1項、第36条第1項、第37条第1項、第38条第1項、第39条第1項、第40条第1項、第41条第1項、第42条第1項、第43条第1項、第44条第1項、第45条第1項及び第46条第1項の規定は、公布の日から施行する。

(米子市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

第27条 第27条の規定による改正後の米子市都市公園条例(以下この条において「改正後の条例」という。)第8条第3項(同条例第11条第3項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後における都市公園(改正後の条例第2条第1項に規定する都市公園をいう。)における改正後の条例第8条第1項各号に掲げる行為又は有料公園施設(改正後の条例第11条第1項に規定する有料公園施設をいう。)の使用に係る許可(公布日以後に当該許可について申請がされたものに限る。)について適用する。

2 改正後の条例第16条第1項第3号の規定は、この条例の施行の際現に第27条の規定による改正前の米子市都市公園条例第8条第1項又は第11条第2項の許可を受けている者に対しても適用する。

附 則(平成24年12月26日条例第31号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月28日条例第15号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月25日条例第38号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(米子市行政財産使用料条例等の一部改正に伴う経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の米子市行政財産使用料条例別表(米子市淀江和傘伝承施設条例(平成17年米子市条例第134号)第10条ただし書、米子市都市公園条例別表第2及び米子市漁港管理条例別表第1において適用する場合並びに米子市シルバーワークプラザ条例第19条第2項において準用する場合を含む。)の規定、第2条の規定による改正後の米子市隣保館条例別表の規定、第3条の規定による改正後の米子市解放文化センター条例別表の規定、第6条の規定による改正後の米子市福祉保健総合センター条例別表の規定、第7条の規定による改正後の米子市障害のある勤労者教養文化体育施設条例別表の規定、第8条の規定による改正後の米子国際会議場条例別表の規定、第9条の規定による改正後の米子市勤労青少年ホーム条例別表の規定、第10条の規定による改正後の米子市勤労者体育施設条例別表の規定、第11条の規定による改正後の米子市シルバーワークプラザ条例別表の規定、第12条の規定による改正後の米子市観光センター条例別表の規定、第14条第1項の規定による改正後の米子市南公園墓地条例別表第2の規定、第15条の規定による改正後の米子市北公園墓地条例別表第2の規定、第16条の規定による改正後の米子市淀江墓苑条例別表第2の規定、第17条第1項の規定による改正後の米子市道路の占用に関する条例別表(米子市準用河川占用料徴収条例(平成17年米子市条例第137号)第3条において読み替えて準用する場合及び米子市法定外公物管理条例第5条第2項において準用する場合を含む。)の規定、第19条の規定による改正後の米子市都市公園条例別表第2の規定、第22条の規定による改正後の米子駅前地下駐輪場管理条例別表第1の規定、第23条の規定による改正後の米子駅前地区自転車等の放置防止に関する条例第8条第1項の規定、第26条の規定による改正後の米子市都市下水路条例別表の規定、第28条の規定による改正後の米子市伯耆古代の丘公園条例別表の規定、第29条の規定による改正後の米子市淀江温浴施設条例別表第1及び別表第2の規定、第30条の規定による改正後の米子市学校施設の使用に関する条例別表の規定、第31条の規定による改正後の米子市公民館条例別表の規定、第32条の規定による改正後の米子市立図書館条例別表の規定、第35条の規定による改正後の米子市体育施設条例別表第2の規定、第36条の規定による改正後の米子市文化ホール条例別表の規定、第37条の規定による改正後の米子市淀江文化センター条例別表の規定並びに第38条の規定による改正後の米子市農村集落多目的共同利用施設条例別表の規定は、平成26年度以後の会計年度に属する使用料又は手数料(その名称にかかわらず、これらに相当するものを含む。以下この条において同じ。)について適用し、平成25年度以前の会計年度に属する使用料又は手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月26日条例第15号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して9か月を超えない範囲内において規則で定める日(平成27年規則第33号により平成27年11月1日)から施行する。(後略)

附 則(平成30年3月26日条例第14号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第26条及び別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月28日条例第2号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（米子市行政財産使用料条例等の一部改正に伴う経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の米子市行政財産使用料条例別表（米子市淀江和傘伝承施設条例（平成17年米子市条例第134号）第10条ただし書、米子市都市公園条例別表第2及び米子市漁港管理条例別表第1において適用する場合並びに米子市シルバーワークプラザ条例第19条第2項において準用する場合を含む。）の規定、第2条の規定による改正後の米子市隣保館条例別表の規定、第3条の規定による改正後の米子市解放文化センター条例別表の規定、第4条の規定による改正後の米子市淀江温浴施設条例別表第1及び別表第2の規定、第5条の規定による改正後の米子市弓浜コミュニティ広場条例別表第2の規定、第9条の規定による改正後の米子市福祉保健総合センター条例別表の規定、第10条の規定による改正後の米子市障害のある勤労者教養文化体育施設条例別表の規定、第11条の規定による改正後の米子市シルバーワークプラザ条例別表の規定、第14条の規定による改正後の米子市公会堂条例別表の規定、第15条の規定による改正後の米子市文化ホール条例別表の規定、第16条の規定による改正後の米子市淀江文化センター条例別表の規定、第17条の規定による改正後の米子国際会議場条例別表の規定、第18条の規定による改正後の米子市勤労青少年ホーム条例別表の規定、第19条の規定による改正後の米子市元町パティオ条例別表の規定、第20条の規定による改正後の米子市観光センター条例別表の規定、第26条の規定による改正後の米子市道路の占有に関する条例別表（米子市準用河川占用料徴収条例（平成17年米子市条例第137号）第3条において読み替えて準用する場合及び米子市法定外公共物管理条例第5条第2項において準用する場合を含む。）の規定、第28条の規定による改正後の米子市都市公園条例別表第2の規定、第35条の規定による改正後の米子市都市下水路条例別表の規定、第37条の規定による改正後の米子市学校施設の使用に関する条例別表の規定、第38条の規定による改正後の米子市公民館条例別表の規定、第39条の規定による改正後の米子市立図書館条例別表の規定並びに第40条の規定による改正後の米子市農村集落多目的共同利用施設条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における施設、設備又は器具の使用又は占有（これらに相当する行為を含む。）に係る使用料又は占有料（その名称にかかわらず、これらに相当するものを含み、施行日以後に納入の通知を行うものに限る。）について適用する。

附 則（令和2年7月6日条例第26号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年9月23日から施行する。

附 則（令和3年3月29日条例第2号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年7月14日条例第26号抄）

（施行期日）

第1条 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

（1）（略）

（2） 第1条並びに附則第3条、第6条及び第7条の規定 公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日（令和6年規則第29号により令和6年5月27日）

（3） 第2条及び第3条並びに附則第5条及び第8条の規定 公布の日から起算して5年を超えない範囲内において規則で定める日

別表第1（第11条関係）

都市公園の名称	有料公園施設の種別及び名称
湊山公園	庭球場 米子市営湊山庭球場 野外劇場 米子市営野外ステージ
東山公園	体育館 米子市東山体育館

	陸上競技場 米子市営東山陸上競技場 野球場 米子市民球場 庭球場 米子市営東山庭球場 弓道場 米子市営弓道場 球技場 米子市営東山球技場 照明設備 米子市営東山スポーツ広場夜間照明設備
米子水鳥公園	自然学習館 米子水鳥公園ネイチャーセンター
皆生海浜公園	照明施設 多目的広場夜間照明施設
河崎公園	照明設備 米子市営河崎公園スポーツ広場夜間照明設備

別表第2 (第12条関係)

1 公園施設設置等許可、占用許可及び行為許可に係る使用料

区分		単位	金額	
公園施設 設置等許 可	公園施設の設置	1年	米子市行政財産使用料条 例(平成17年米子市条例第 64号)別表の規定により計 算して得た額	
	公園施設の管理			
占用許可	第1種電柱	1本につき1年	630円	
	第2種電柱		970円	
	第3種電柱		1,300円	
	第1種電話柱		560円	
	第2種電話柱		900円	
	第3種電話柱		1,200円	
	その他の柱類		56円	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつ き1年	6円	
	地下に設ける電線その他の線類		3円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公 衆電話所	1個につき1年	1,100円	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		470円	
	令第12条第2項第5号及び第6号に掲 げるもの		1,100円	
	法第 7条 第1 項第 2号 に掲 げる もの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつ き1年	24円
		外径が0.07メートル以上0.1メー トル未満のもの		34円
		外径が0.1メートル以上0.15メー トル未満のもの		51円
		外径が0.15メートル以上0.2メー トル未満のもの		67円
		外径が0.2メートル以上0.3メー トル未満のもの		100円
外径が0.3メートル以上0.4メー トル未満のもの		130円		
外径が0.4メートル以上0.7メー トル未満のもの		240円		
外径が0.7メートル以上1メー トル未満のもの		340円		
外径が1メートル以上のもの	670円			
法第7条第1項第6号に掲げるもの	占用面積1平方メー トルにつき1日	20円		

	標識	1本につき1年	900円	
	令第12条第2項第7号に掲げる工事用施設及び同項第8号に掲げる工事用材料の置場	占有面積1平方メートルにつき1か月	200円	
	その他の物件又は施設	その都度市長が定める単位に応じて市長が定める額		
行為許可	第8条第1項第1号又は第3号に掲げる行為	1平方メートル1日につき	110円	
	第8条第1項第2号に掲げる行為	1平方メートル1日につき	10円	
	業としての写真の撮影	常時	1か月につき	1,100円
		臨時	1日につき	200円
	業としての映画の撮影	1時間につき	1,100円	
	興行	1平方メートル1日につき	20円	

2 有料公園施設の使用料

都市公園の名称	有料公園施設の名称	単位	金額
湊山公園	米子市営野外ステージ	1時間につき	2,100円
皆生海浜公園	多目的広場夜間照明施設	屋外灯4灯当たり 30分につき	160円
		屋内灯30分につき	330円

備考

- 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 占有面積若しくは占有物件の長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又は占有面積若しくは占有物件の長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 使用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもって計算し、なお1か月未満の端数があるときは、1か月として計算するものとする。
- 使用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間又は都市公園における行為の期間に1か月未満の端数があるときは、1か月として計算するものとする。
- 前2項の規定にかかわらず、占有物件に係る占有の全期間が1か月未満のものについての使用料の額は、この表の金額の欄に定める金額に、当該占有の期間に相当する期間をこの表の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合には、100円）とする。ただし、当該占有の期間が翌年度にわたる場合には、この表の金額の欄に定める金額に、各年度における占有の期間に相当する期間をこの表の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合には、100円）の合計額とする。

- 8 使用料の額が30分又は1時間の額で定められている都市公園における行為の時間又は有料公園施設の使用の時間が30分若しくは1時間未満であるとき、又はこれらの時間に30分若しくは1時間未満の端数があるときは、30分又は1時間として計算するものとする。

改正

平成30年10月16日規則第25号

米子市都市公園条例施行規則

(趣旨)

第1条 この条例は、米子市都市公園条例（平成17年米子市条例第145号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、公園施設の設置の許可（以下「公園施設設置許可」という。）を受けようとする者は公園施設設置許可申請書（別記様式第1号）を、公園施設の管理の許可（以下「公園施設管理許可」という。）を受けようとする者は公園施設管理許可申請書（別記様式第2号）を、それぞれ市長に提出しなければならない。

2 法第6条第1項の規定により都市公園の占用の許可（以下「都市公園占用許可」という。）を受けようとする者は、都市公園占用許可申請書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

3 条例第8条第1項各号に掲げる行為（米子市体育施設条例（平成17年米子市条例第83号）第16条第1項の規定による行為を除く。以下「都市公園内行為許可」という。）の許可を受けようとする者は、都市公園内行為許可申請書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

4 公園施設設置許可、公園施設管理許可、都市公園占用許可又は都市公園内行為許可（以下「使用許可」と総称する。）を受けた者は、許可を受けた事項の変更に係る許可を受けようとするときは、都市公園内行為等変更許可申請書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(許可書の交付)

第3条 市長は、使用許可をしたときは、公園施設設置許可書（別記様式第1号）、公園施設管理許可書（別記様式第2号）、都市公園占用許可書（別記様式第3号）又は都市公園内行為許可書（別記様式第4号）を申請者に交付する。

2 市長は、使用許可に係る変更の許可をしたときは、都市公園内行為等変更許可書（別記様式第5号）を申請者に交付する。

(使用料の減免)

第4条 条例第13条の規定により、市長が特別の理由があると認めて使用料を減額し、又は免除する場合は、次の各号に掲げる場合について、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 公園施設設置許可又は公園施設管理許可（これらの許可に係る変更の許可を含む。）を受けた者については、次に掲げる場合

ア 当該都市公園の種類、当該公園施設の設置の場所、管理の方法又は利用状況等により、特に必要があると認めるとき。

イ 公益上その他特別の理由により必要があると認めるとき。

(2) 都市公園占用許可（当該許可に係る変更の許可を含む。）を受けた者については、次に掲げる場合

ア 水道給水管、ガス供給管又は排水施設を設けるため占用するとき。

イ 競技会、展示会等の仮設工作物を設けるために占用する場合で、当該競技会、展示会等が営利を目的とせず、かつ、入場料その他これに類する料金を徴収しないとき。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、公共性のある工作物、物件又は施設を設けるため占用するとき。

(3) 都市公園内行為許可（当該許可に係る変更の許可を含む。）を受けた者については、次に掲げる場合

ア 当該行為が営利を目的とせず、かつ、入場料その他これに類する料金を徴収しないとき。

イ アに掲げるもののほか、公益上必要があると認めるとき。

(4) 有料公園施設の使用許可を受けた者については、次に掲げる場合

ア 教育委員会が主催する行事を行うとき。

イ アに掲げるもののほか、特別の理由があると認めるとき。

2 条例第13条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、都市公園使用料減免申請書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（使用料の還付）

第5条 条例第14条ただし書の規定による使用料の還付を受けようとする者は、都市公園使用料還付申請書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、当該還付を受けようとする使用料に係る使用許可について第3条の規定により交付を受けた許可書を添付しなければならない。

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

附 則（平成30年10月16日規則第25号）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にされている使用許可（米子市都市公園条例（平成17年米子市条例第145号）第12条第1項に規定する使用許可をいう。以下同じ。）の申請に対し当該使用許可について交付する許可書は、当該申請において提出されている本則第1号の規定による改正前の米子市都市公園条例施行規則別記様式第1号から別記様式第5号までに規定する様式又は本則第2号の規定による改正前の米子市都市公園有料公園施設管理規則別記様式に規定する様式（以下「旧規則様式」と総称する。）による書類の許可書の様式の部分を取り繕って作成することができる。

3 前項の規定によるほか、この規則の施行の際現に存する旧規則様式を用いてされた使用許可の申請に対し当該使用許可について交付する許可書は、当分の間、当該申請において提出された旧規則様式による書類の許可書の様式の部分を取り繕って作成することができる。

別記

様式第1号（第2条、第3条関係）

公園施設設置許可申請書	
年 月 日	
米子市長	様
住所又は所在地 申請者 氏名又は団体名 代表者役職氏名 (電話番号)	
次のとおり、公園施設の設置の許可を申請します。	
設置の目的	
設置の期間	年 月 日から 年 月 日まで 間
設置の場所	
公園施設の構造	
公園施設の管理 の方法	
工事の実施方法	
工事の着手及び 完了の時期	
都市公園の復旧 方法	
(市長が指示する事項)	
添付書類	設計書・仕様書・図面・()
公園施設設置許可書	
上記の申請について、公園施設の設置を許可します。	
年 月 日	
米子市長 印	
使用料	円
許可条件	
〔教示文記載〕	

公園施設管理許可申請書

年 月 日

米子市長 様

住所又は所在地

申請者 氏名又は団体名

代表者役職氏名

（電話番号 ）

次のとおり、公園施設の管理の許可を申請します。

管 理 の 目 的	
管 理 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで 間
管 理 の 場 所	
管 理 の 方 法	
(市長が指示する事項)	

公園施設管理許可書

上記の申請について、公園施設の管理を許可します。

年 月 日

米子市長 印

使 用 料	円
-------	---

許 可 条 件	
---------	--

〔教示文記載〕

様式第3号（第2条、第3条関係）

<p>都市公園占用許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>米子市長 様</p> <p style="text-align: center;">住所又は所在地</p> <p style="text-align: center;">申請者 氏名又は団体名</p> <p style="text-align: center;">代表者役職氏名</p> <p style="text-align: right;">（電話番号 ）</p> <p>次のとおり、都市公園の占用の許可を申請します。</p>	
占 用 の 目 的	
占 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 間
占 用 の 場 所	
工作物のその他の 物件又は施設の構造	
占 用 物 件 の 管 理 の 方 法	
工 事 実 施 の 方 法	
工事の着手及び完了 の 時 期	
都市公園の復旧方法	
(市長が指示する事項)	
添 付 書 類	設計書・仕様書・図面・()
<p>都市公園占用許可書</p> <p>上記の申請について、都市公園の占用を許可します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">米子市長 印</p>	
使 用 料	円
許 可 条 件	
<p>[教示文記載]</p>	

都市公園内行為許可申請書

年 月 日

米子市長 様

住所又は所在地

申請者 氏名又は団体名

代表者役職氏名

（電話番号 ）

次のとおり、都市公園内行為の許可を申請します。

行 為 の 目 的	
行 為 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで 間
行為を行う場所又は公園施設	
行 為 の 内 容	
(市長が指示する事項)	

都市公園内行為許可書

上記の申請について、都市公園内行為を許可します。

年 月 日

米子市長 印

使 用 料	円
許 可 条 件	

〔教示文記載〕

都市公園内行為等変更許可申請書

年 月 日

米子市長 様

住所又は所在地
 申請者 氏名又は団体名
 代表者役職氏名
 （電話番号 ）

次のとおり、
 都市公園内行為
 公園施設設置
 公園施設管理
 都市公園占用
 の許可の変更を申請します。

場所又は公園施設		
変更の理由		
変更の事項	変 更 前	変 更 後
添付書類	許可書・設計書・仕様書・図面・（ ）	

都市公園内行為等変更許可書

上記の申請について、変更を許可します。

年 月 日

米子市長 印

使 用 料	円
許 可 条 件	

〔教示文記載〕

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">米子市都市公園使用料減免申請書</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">米子市長 様</p> <p style="margin: 10px 0;">申請者 住所又は所在地 氏名又は団体名 代表者役職氏名 (電話番号)</p> <p style="margin: 10px 0;">④</p> <p style="margin: 10px 0;">次のとおり、米子市都市公園の使用料の減免を申請します。</p>			
使用目的			
使用日時	年 月 日	午前・午後	時 分から
	年 月 日	午前・午後	時 分まで
減免を申請する理由			
決定欄	(減免決定理由)	使用料	円
		減免額	円
		差引使用料	円
		減免年月日	年 月 日

